お客さまのサステナビリティ経営をサポートします！

「京都中信サステナビリティ・リンク・ローン」の取扱開始および第１号案件の組成について

２０２５年９月１１日

京都中央信用金庫（理事長　植村　幸弘）は「京都中信サステナビリティ・リンク・ローン」（以下、京都中信 SLL）の取扱を開始し、日本ウエスト株式会社（代表取締役　長田　和志、本社京都市伏見区）に第１号案件を実行しましたのでお知らせいたします。

京都中信 SLL は、CO2 排出量の削減を KPI※1 として、融資申込時に CO2 排出量の削減に係る目標（SPTs※2）をお客さまに設定いただき、目標達成状況に応じて１年ごとに融資利率が変動する融資商品です。

当金庫が策定したサステナビリティ・リンク・ローンフレームワークは、信金中央金庫よりフレームワーク策定に関するサポートを受けて、第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター（R&I）よりサステナビリティ・リンク・ローン原則等に適合していることの第三者意見書を取得しました。

日本ウエスト株式会社は廃棄物の再資源化を通じて循環型社会の実現に貢献し、環境への負荷の低減に努めています。本融資においても CO2 排出量削減に係る目標を設定し、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

当金庫は今後も地域金融機関として、地域経済の活性化と金融円滑化に向けた取組みを加速させ、持続可能な地域社会の実現に貢献してまいります。

※1　KPI（キー・パフォーマンス・インディケーター）…企業や組織の目標を達成するために行う日々の活動の具体的な行動指標。

※2　SPTs（サステナビリティ・パフォーマンス・ターゲット）…持続可能な社会実現のために企業が設定した目標。

１．　商品概要

融　資　形　式	証書貸付
資　金　使　途	運転資金・設備資金
ご 融 資 金 額	当金庫所定の審査により決定いたします。
ご 融 資 条 件	当金庫所定の審査により決定いたします。 （融資期間・金利・返済方法・保証人・担保等）
K　　P　　I	CO2 排出量削減
モニタリング （外部機関）	原則、e-dash 株式会社を活用
第 三 者 意 見	株式会社格付投資情報センター(R&I)

京都中央信用金庫

【スキーム図】

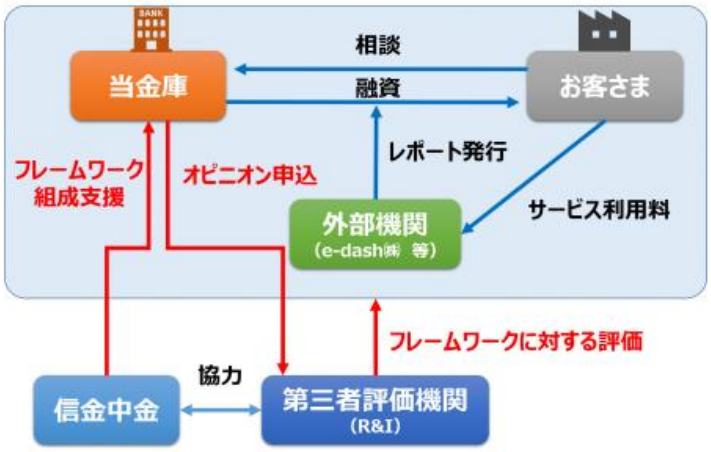

2． 日本ウエスト株式会社　京都中信サステナビリティ・リンク・ローンの概要

（１）企業概要（敬称略）

借　入　人	日本ウエスト株式会社
代　表　者	代表取締役　長田　和志
所　在　地	京都府京都市伏見区横大路千両松町 9 番地 1
事 業 内 容	・産業廃棄物収集運搬業 ・産業廃棄物処理業 ・RPF 燃料製造事業　等

（２）SPTs の設定

設　定　指　標	日本ウエストグループの Scope 1 及び Scope2 における CO2 排出量				
S　P　T　s （単位：t-CO2）	2026 年 9 月期	2027 年 9 月期	2028 年 9 月期	2029 年 9 月期	2030 年 9 月期
	7,977	7,611	7,245	6,879	6,514
設　定　理　由	・上記排出量は 2024 年 9 月期の排出量 8,708 t-CO2 を基準として、2026 年 9 月期から 2030 年 9 月期にかけて毎期 4.2%ずつ削減する目標です。 ・毎期 4.2%の削減目標は国際的な公式目標である SBT（Science Based Targets）で推奨されている目標値と同水準です。 ・同社は「再エネ 100 宣言 REAction」に参画し、2028 年度再エネ 100%の目標を掲げ、太陽光発電導入等に取り組んでいます。 ・再生可能エネルギーの導入とともに、物流部門における輸送車両からの排出量削減にも取り組み、グループ全体での排出量削減を目指します。				

日本ウエスト株式会社　代表取締役　長田　和志　様（右）
京都中央信用金庫　　理事長　　植村　幸弘　　（左）

以上

京都中央信用金庫

セカンドオピニオン

2025 年 9 月 5 日

京都中央信用金庫

京都中信サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：安生　琢

格付投資情報センター(R&I)は、京都中央信用金庫が策定した「京都中信サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」(2025 年 6 月策定)が、以下の原則・ガイドラインに適合していることを確認した。本フレームワークは京都中央信用金庫が自らの資金調達のためではなく取引先向けに取り扱う金融商品として策定している。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2025、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■オピニオンの構成

1. 京都中央信用金庫の概要

2. 「京都中信サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る京都中央信用金庫のサステナビリティ方針

3. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性

(1) KPI の選定
(2) SPTs の設定
(3) ローンの特性
(4) レポーティング
(5) 検証

株式会社格付投資情報センター　Copyright(C) 2025 Rating and Investment Information, Inc. All rights reserved.

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目２２番地テラススクエア　（お問い合わせ）サステナブルファイナンス営業部　TEL 03-6273-7408

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全および社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関または民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見であり、事実の表明ではありません。また、R&I は、適合以外の事柄につき意見を表明するものではなく、資金調達の目的となる成果の証明、投資判断や財務に関する助言や、投資の是非等の推奨をするものではありません。R&I は、セカンドオピニオンに際し関連情報の正確性等につき独自の検証を行っておらず、これに関し何ら表明も保証もいたしません。R&I は、セカンドオピニオンに関連して発生する損害等につき、何ら責任を負いません。セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。なお、詳細につき本稿末尾をご覧下さい。

1. オピニオンの位置づけ

京都中央信用金庫は、1940 年設立、京都市下京区に本店を置き、京都を中心に滋賀・大阪・奈良を主要な営業地盤としている。2025 年 3 月末時点の預金量約 5.4 兆円超、貸出量約 3.4 兆円超と信用金庫として最大規模を有する。社是に「地域社会の発展への寄与・顧客の繁栄に奉仕・人材の開発育成」を掲げ、地域社会の発展に向けた積極的な金融支援を通じて、地域産業の育成・発展をサポートする役割を担う。当金庫が地域の金融インフラとして果たす役割は重要で、その事業活動が地域社会に与える影響も大きい。

京都中央信用金庫は、2022 年 2 月に「サステナビリティ方針」を策定し、“社会の持続可能性への対応”と“当金庫の持続可能性の維持・改革”という二つの側面を同期化させ、社会課題等に対して金庫全体で取り組み、地域社会の持続可能性の向上に貢献することとしている。

2. 「京都中信サステナビリティ・リンク・ローン・フレームワーク」推進に係る京都中央信用金庫のサステナビリティ方針

京都中央信用金庫は、世界の気候変動対策の進展に寄与した「京都議定書」採択の地であり、風光明媚な世界有数の観光都市である”京都“を地盤とする信用金庫として、地球環境破壊により社会・企業活動等に大きな影響を及ぼす気候変動を重要な経営課題の一つと認識し、“On Your Side ～地球がうれしい～”をスローガンに、これまで環境保全活動に積極的に取り組んできた。2022 年 2 月には、それまで順次策定してきた「環境方針」・「SDGs 方針」・「環境・社会に配慮した投融資方針」を包含した「サステナビリティ方針」を制定するとともに「サステナビリティ委員会」を設置してサステナビリティ体制を整備した。2022 年 4 月には信用金庫で初めて「TCFD 提言」への賛同を表明し、気候変動への対応を重要な経営課題の一つとして位置付け、今後さらに脱炭素社会への移行・持続可能な地域社会の実現に貢献していくため、気候変動対応を含む社会・環境課題解決への取組みを推進していくことを目指している。

取引先企業の脱炭素化に向けた具体的な施策として、金融面では、京都府との連携による「『京都ゼロカーボン・フレームワーク』を活用した『サステナビリティ・リンク・ローン』」、脱炭素に向けた設備資金を支援する「京都中信カーボンニュートラルサポートローン」などを取り扱っている。また 2022 年 6 月より GHG 排出量算定・可視化クラウドサービス業者である e-dash 株式会社と提携するなど、金融非金融両面で取引先企業の取組支援を行っている。

本フレームワークの策定はこうした取り組みの延長線上に位置付けられるもので、ファイナンスによるサポートを背景に取引先企業に対し ESG 分野での取組機会を提供し地域の持続可能性を高めていくことを目的としている。本フレームワークに紐づく融資サービスを中堅・中小企業まで広げ、企業規模に関係なくサステナビリティ活動のすそ野を拡大するという点からみても、京都中央信用金庫の社是やサステナビリティ方針等の趣旨に合致した内容である。また国際的な原則やガイドラインが期待する持続可能な社会に資するファイナンスの形成にも沿った取り組みである。

3. サステナビリティ・リンク・ローン原則及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドラインに対する適合性

本フレームワークは、サステナビリティ・リンク・ローン(以下、SLL)を構成する 5 つの要素(KPI の選定、SPTs の設定、ローンの特性、レポーティング、検証)について、サステナビリティ・リンク・ローン原則(以下、SLL 原則)、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(以下、SLL ガイドライン)が求める事項を満たし、SLL を通じて借入人のサステナビリティ向上を促すよう設計されている。

(1) KPI の選定

① 選定される KPI

対象とする KPI は「CO_2排出量の削減率」とし、借入人だけでなく貸付人である京都中央信用金庫でも客観的に確認できるよう、定量的に測定可能であることを条件としている。“The Illustrative KPIs Registry”(以下「レジストリ」)[1]で「温室効果ガスの排出量(Scope1、2)」が Core KPI になり得ると示されている業種(航空会社、建設資材・セメント、海運、公共交通、鉄道輸送等)の借入人は、Scope1+2 の排出量を KPI とすることを検討する。その他の業種の借入人は Scope3 の排出量も別途 KPI とすることを検討する。検討に際して、京都中央信用金庫は借入人の業種や規模を確認し、中小企業版 SBT の対象基準を参考として、Scope1+2 のみを KPI とすることを認める場合がある。その場合は、Scope3 の算定・削減の意思を借入人に対して確認する。

② KPI の重要性

CO_2排出量はレジストリにおいて全てのセクターの企業において KPI になり得るとされている。脱炭素化は全ての企業が取り組むべきものであり、業種を問わず企業、社会のサステナビリティに関係する。KPI は京都中央信用金庫の社是やサステナビリティ方針等の趣旨とも合致しており、本フレームワークで選定される KPI の重要性に問題はない。

③ KPI の重要性を判断する社内プロセス

KPI の重要性の判断は、営業推進部署やクレジット判断を行う審査部署とは異なる立場の総合企画部が実施する。Scope3 の代替指標を検討する場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、借り手のビジネス全体に関連性があり、中核的でマテリアルであり、借り手の現在、将来の事業において戦略的に大きな意義がある KPI を借入人が選定する体制が整っている。

(2) SPTs の設定

① SPTs の概要

SPTs(Sustainability Performance Targets)は選定した KPI に対応して野心的かつ有意義で定量的に測定可能な目標を融資期間にわたり、「数値化された年次目標」として設定する。

② SPTs の野心性

SPTs の野心性は以下の 3 つの観点の組み合わせによって判断される。

A) 国・地域・国際的な公式目標との比較

[1] ICMA(国際資本市場協会)が作成。セクターごとやテーマごとに、ICMA のサステナビリティ・リンク・ボンド・ワーキンググループが推奨する KPI の具体例やベンチマークを示したリスト。

公表されている国・地域・国際的な目標と SPTs の目標水準を比較して確認する。

KPI は「CO_2排出量の削減率」であるため、Scope1+2 については、借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国内である場合は、日本の地球温暖化対策計画と比較する。借入人の温室効果ガス排出量の過半が日本国外である場合は、SBT(Science Based Targets)の 1.5 度目標と比較する。Scope3 については、SBT の 1.5 度目標と比較する。

B) 同業他社のパフォーマンスとの比較

借入人が属する業種において、入手可能かつ比較可能な場合は、同業他社における SPTs の相対的位置づけ、もしくは現在の業界やセクターの基準と比較した相対的位置づけを確認する。

C) 借入人自身のトラックレコード(原則過去3年分)

過去のパフォーマンスから、SPTs が Business as Usual(成り行きの場合)シナリオを超える目標設定といえるか確認する。

③ SPTs の妥当性を判断する社内プロセス

営業部店は SPTs 達成のタイムラインや達成手段とその不確実性を借入人から確認する。SPTs の妥当性の判断は、営業推進部署やクレジット判断を行う審査部署とは異なる立場の総合企画部が実施する。同業他社比較が難しい場合などは、適宜 R&I に個別の確認を依頼する。

以上より、SLL 原則や SLL ガイドラインに求められる、ローンの期間中を通じて関連性があり、野心的な SPTs を借入人が設定する体制が整っている。

(3) ローンの特性

借入人の SPTs 達成への動機付けとして、達成時には契約内容に基づき金利を引き下げるインセンティブ設計となっている。達成時に引き下げた金利は累積せず、SPTs に達しなかった場合は元の金利に戻す。インセンティブに関する内容(SPTs 達成の判定時期、達成時の金利引き下げ幅及び金利適用時期等)は借入人と締結する金銭消費貸借契約書に属する債権書類(特約書)に明記される。

SPTs 達成時のインセンティブが借り手のサステナビリティ・パフォーマンスの向上を促すことを考慮し設定され、SLL 原則や SLL ガイドラインが求める要件を満たしている。

(4) レポーティング

借入人は融資期間にわたって、年1回、融資実行にあたって締結した契約内容に基づき、SPTs の達成状況等を京都中央信用金庫の営業店及び地域創生部に報告する。報告にあたっては検証業務に必要なエビデンス等疎明資料も併せて提出する。レポーティング内容と疎明資料は総合企画部にも共有される。レポーティング内容は借入人、または京都中央信用金庫のウェブサイト等で公表する。

(5) 検証

KPI の実績値に関して、借入人は京都中央信用金庫が指定する独立した外部検証機関に CO_2排出量の測定を依頼し、その結果をレポーティング資料の一部として京都中央信用金庫に提出する。総合企画部は外部検証機関が測定した借入人の CO_2排出量の数値に関するレポート内容と計測基準や集計範囲等を確認する。総合企画部は検証結果に基づく金利変更の有無を判断し、対応する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、 R&I に帰属します。 R&I の事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&I は、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対する R&I の意見です。R&I はセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I はセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、R&I がセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&I に帰属します。R&I の事前の書面による許諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&I の R&I グリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対する R&I の意見です。R&I グリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第 299 条第 1 項第 28 号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&I グリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&I グリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&I は R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&I がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、R&I は、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&I は、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&I は、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&I の判断で R&I グリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&I は、R&I が R&I グリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&I の R&I グリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報や R&I グリーンボンドアセスメントの使用、あるいは R&I グリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むものとします）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何や R&I の帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&I グリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&I は 2016 年に R&I グリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017 年から ICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018 年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022 年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&I の評価方法、評価実績等については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/esg/index.html）に開示しています。

R&I は 2022 年 12 月、金融庁が公表した「ESG 評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の 6 つの原則とその実践のための指針への R&I の対応状況については R&I のウェブサイト（https://www.r-i.co.jp/rating/products/esg/index.html）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&I と資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&I は ESG ファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客に R&I の ESG ファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&I は、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。